#### 令和元年10月開始

# 幼児教育・保育無償化についてのご案内

(保育園・認定こども園(保育認定)に入園しているお子様)

保育園・認定こども園(保育認定)を利用する<u>年少(3歳児)クラスから年長(5歳児クラス)までのお子様</u>を対象に、保育料の無償化を行います。

#### 無償化の内容

◆上記に該当するお子様については、**新たな手続きなし**で無償化の対象となり、令和元年 1 ○月分から**月々の基本保育料を納入する必要がなくなります。** 

#### 無償化の

対象と

ならない

もの

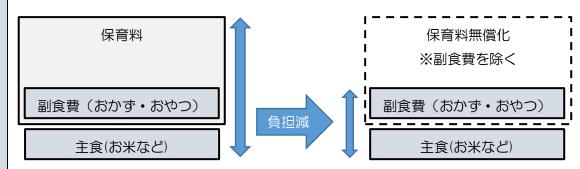
◆基本保育料とは別に、延長保育料・食材料費・行事費などは無償化の対象となりませんので、 これまでどおりご負担いただきます。

◆副食費(おかず・おやつ)

伊那市立園の場合は3,000円/月(基準額4,500円/月から1,500円/月を軽減した額) ※私立園については各園の定めた料金を園へ直接お支払ください。なお、伊那市立園と同様に1,500円/月を上限に軽減します。

※1,500円/月の軽減は、伊那市に住民票をおくお子様についてのみ適用します。

【これまで】 【無償化後】



ただし、次の場合は副食費が免除されます。

①父と母(父母に所得がない場合は家計の主宰者)の市町村民税所得割 の合算額が57,700円未満の世帯

住宅借入金等特別控除 配当控除等が控除され

②父と母(父母に所得がない場合は家計の主宰者)の市町村民税所得割 る前の金額の合算額が77,101円未満の要保護世帯(ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯)

③保護者と生計を一にする子どもから数えて第3子以降にあたる園児

小学生以上の子どもから数えて第3子以降となる場合は、別途申請が必要です。

●提出するもの・・・「保育料・副食費軽減措置対象児童等申出書」

●提出期限• • • 令和元年10月 4日(金)

●提出先・・・通園している園



## 住民税非課税世帯を対象に、O~2歳児クラスのお子様についても保育料の無償化を 行います。

### 無償化の内容

- ◆上記に該当するお子様については、**新たな手続きなし**で無償化の対象となり、令和元年 1 ○月分から**月々の基本保育料を納入する必要がなくなります。**
- ◆課税額の変更により**非課税世帯でなくなった場合には無償化の対象外となります**ので、 市の定める保育料を納入いただきます。